

## 堺市開発行為等における消防活動空地等の設置指導基準

### [趣旨]

第1条 この基準は、堺市開発行為等の手続に関する条例（平成15年条例第22号）、高石市開発指導要綱（昭和49年制定）又は大阪狭山市開発指導要綱（平成2年制定）に定める公共施設等の設置に関する協議若しくは既存の建築物における変更の協議等に関し、梯子付消防自動車（以下「梯子車」という。）による有効な消防活動を行うための消防活動空地等の設置指導について必要な事項を定める。

### [消防活動空地の確保が必要な建築物]

第2条 梯子車が容易に接近し、有効に消防活動を行えるように、消防活動空地及び進入路を次に掲げる建築物が存する敷地内に確保することを原則とする。ただし、同敷地と次条から第6条までに定める基準を満たす国道、府道、市道又は歩道（以下これらを「道路」という。）が隣接し、これを利用する場合はこの限りでない。

- (1) 地階を除く階数が4以上又は軒高12メートル以上の建築物
- (2) 地階を除く階数が3で、3階に消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1の6項に掲げる用途に供される部分を有する建築物

### [消防活動空地の位置]

第3条 前条に該当する建築物の3階以上又は高さ6メートル以上の階の、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の6に定める非常用の進入口その他これに準ずる開口部のうち、有効に建築物内へ進入できる開口部（以下「有効開口部」という。）に面する部分に消防活動空地を確保するものとする。

2 消防活動空地は、図1の梯子車作業範囲を参照し、適切な位置に設置するものとする。

### [消防活動空地の大きさ及び構造]

第4条 梯子車を伸梯するために必要な消防活動空地の大きさ等は、次のとおりとする。

(1) 地階を除く階数が5以下及び軒高15メートル以下の建築物における15m級梯子車の消防活動空地の大きさは、幅4メートル以上、長さ7.5メートル以上とし、梯子車が有効開口部のある面と平行に部署するように消防活動空地を確保する場合は、その面、有効開口部と接続するバルコニー又はその他これに準ずるもの（以下これらを「バルコニー」という。）から消防活動空地までの離隔距離（以下「寄り付き距離」という。）を4メートル以内とする。ただし、垂直に部署するように消防活動空地を確保する場合は、寄り付き距離を設けないものとする。

(2) 地階を除く階数が6以上又は軒高が15メートルを超える建築物における40m級梯子車の消防活動空地の大きさは次のとおりとする。

ア 梯子車が有効開口部のある面と平行に部署するように消防活動空地を確保し、寄り付き距離を8メートル以内とする場合、又は垂直に部署するように消防活動空地を確保し、寄り付き距離を3メートル以内とする場合は、幅5メートル以上、長さ12メートル以上の消防活動空地を確保するものとする。

イ 梯子車が有効開口部のある面と平行に部署するように消防活動空地を確保し、寄り付き距離を10メートル以内とする場合、又は垂直に部署するように消防活動空地を確保し、寄

り付き距離を6メートル以内とする場合は、幅5.5メートル以上、長さ12メートル以上の消防活動空地を確保するものとする。

2 消防活動空地の構造は次のとおりとする。

- (1) 段差は、50ミリメートル以内とする。
- (2) 勾配は、2.5パーセント（40分の1）以内とする。
- (3) 路面強度は、前項第1号の場合は車両重量10トン、同第2号の場合は車両重量25トンのジャッキ接地圧に耐え得る構造とする。

[進入路]

第5条 消防活動空地への進入路は次のとおりとする。

- (1) 幅員4メートル以上及び高さ4メートル以上の空間を有するものとする。
- (2) 道路等の交差部は、図2の梯子車角切り及び図3の梯子車軌跡を参照し、容易に進入できるものとする。
- (3) 段差は、50ミリメートル以内とする。
- (4) 勾配は、9パーセント（11.2分の1）以内とする。
- (5) 路面強度は、前条第1項第1号の消防活動空地を確保する場合は、車両重量10トン、同項第2号の消防活動空地を確保する場合は、車両重量25トンの車両走行に耐え得る構造とする。

[架梯障害などの処理]

第6条 消防活動空地は、工作物、植栽、架空線、その他消防活動の支障となるものによる影響の無い部分に確保するものとする。ただし、必要な措置を講じることにより消防活動を確保する場合はこの限りでない。

2 進入路及び消防活動空地には、進入及び活動に支障となる物件を設置しないものとする。ただし、容易に撤去又は移動できるものにあつてはこの限りでない。

[表示]

第7条 消防活動空地の路面には、図4の路面表示又は同等の効果を得られる表示を行うものとする。ただし、道路を消防活動空地として利用する範囲は不要とする。

2 消防活動空地の周辺には、図5の標識を視認しやすい場所に設置するものとする。ただし、消防活動空地の全部に道路を利用する場合は不要とする。

[代替措置]

第8条 建築物の構造、配置、敷地形状等により第2条に定める消防活動空地が確保できないものと消防局長（以下「局長」という。）が認め、かつ、次の各号のいずれかに掲げる基準を満たす場合は、消防活動空地の代替措置とすることができる。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第34条第2項に規定する非常用エレベーター又は屋外階段等を設置し、有効幅員600ミリメートル以上、かつ、開放廊下の両端から有効開口部への進入経路を確保するバルコニー（以下「全周バルコニー」という。）を設置する場合。ただし、4住戸以下の階の場合は、開放廊下の一端から有効開口部への進入経路を確保するバルコニーとすることができる。
- (2) 地階を除く階数が6以下の建築物で、各階（避難階及び2階を除く。）の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のバルコニーに、上下操作式の避難器具（700×700ミリメートル以上）又はこれに類する設備を設置し、かつ、当該避難器具に至る概ね1メートル以上

の幅員を有する進入路を確保する場合。ただし、2 階のバルコニーには避難階へ避難できる経路を確保するものとする。

(3) 前各号以外で消防活動上及び避難上特に有効であると局長が認める設備、構造等を有する場合。

[バルコニー]

第 9 条 高さが 40 メートルを超える階には、有効幅員 600 ミリメートル以上の全周バルコニー、上下操作式の避難器具（700×700 ミリメートル以上）又はこれらに類する設備を設置するものとする。

2 前項によらずとも消防活動が可能な場合はこの限りでない。

[届出・検査]

第 10 条 開発者は、消防活動空地を設置する場合、工事着工の 7 日前までに、消防活動空地設置届出書（別記様式）を局長に提出するものとする。

2 開発者は、消防活動空地を設置したときは、速やかに消防署長（以下「署長」という。）の完成検査を受けるものとする。

[維持管理]

第 11 条 前条第 2 項の完成検査を受けた消防活動空地又は第 8 条第 1 項各号の代替措置（以下これらを「消防活動空地等」という。）が存する敷地若しくは建築物の開発者、所有者又は管理者は、消防活動空地等を変更又は改修しようとする場合は、予め署長と協議するものとする。

2 消防活動空地等が存する敷地若しくは建築物の開発者、所有者、管理者又は占有者は、消防活動に支障とならないよう、常に消防活動空地等の維持管理に努めるものとする。

附 則

この基準は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

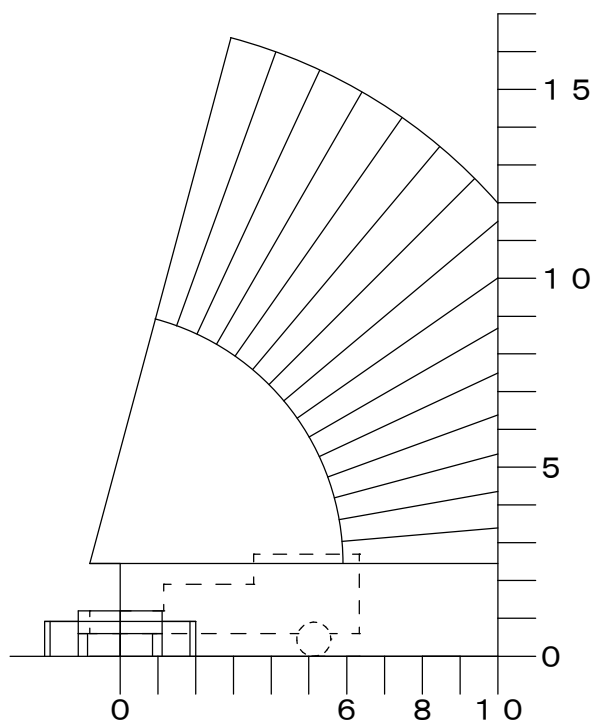
この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

図 1

# 梯子車作業範囲

1/200

15m級梯子車用



# 梯子車作業範圍

1/200

40m級梯子車用

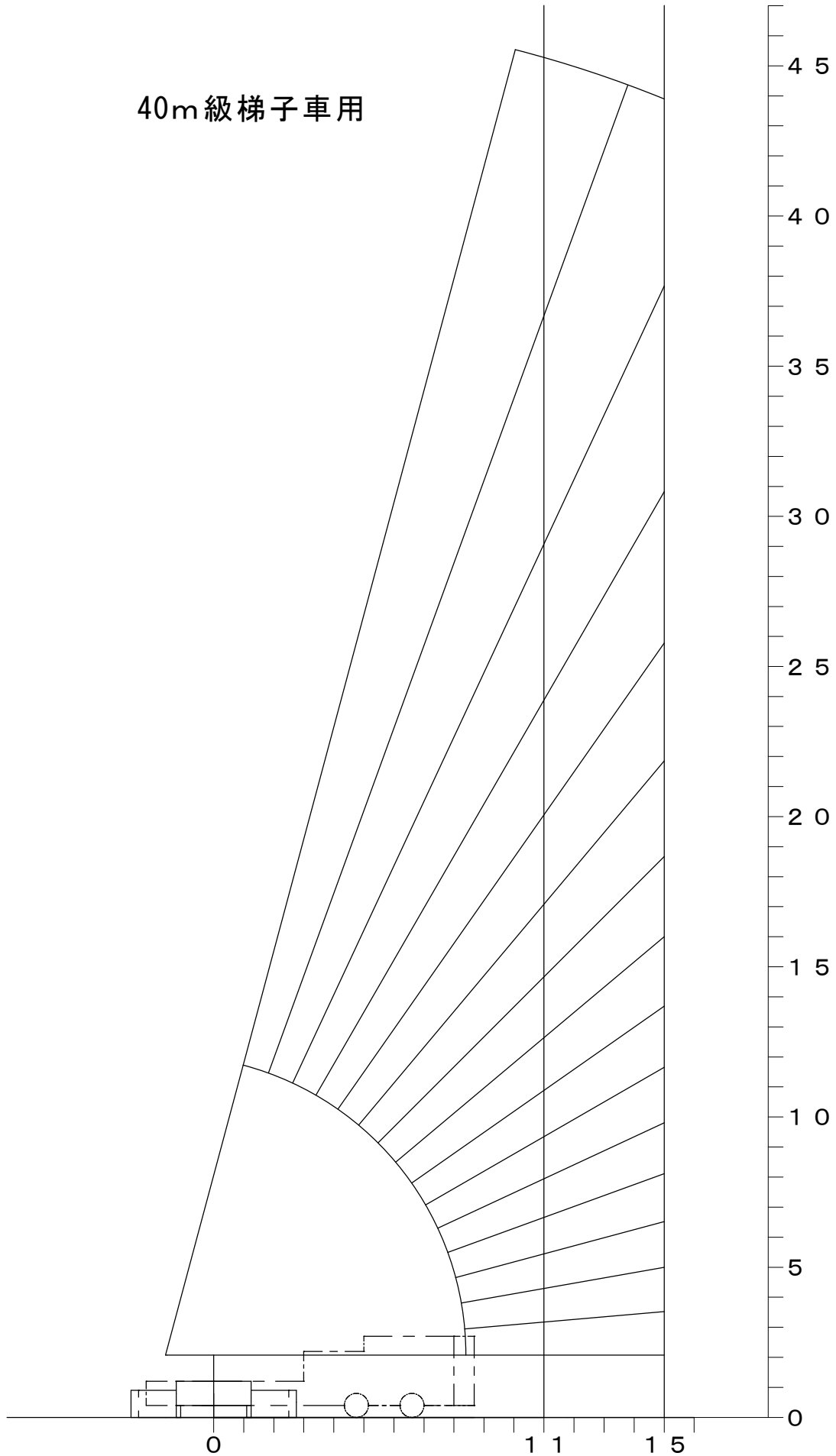
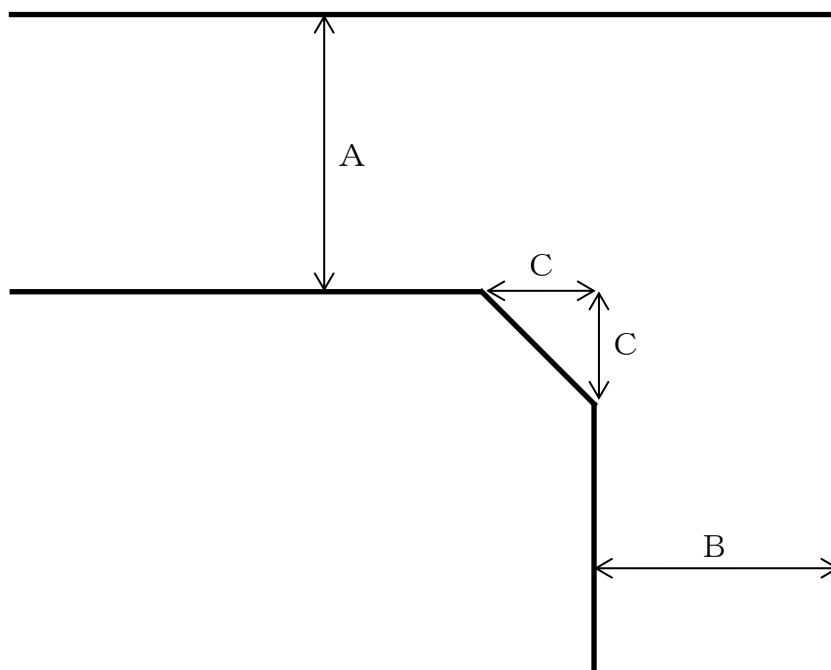


図2

梯子車角切り



1 5 m級梯子車の場合

$$9 \text{ m} - [\text{幅員 (A)} + \text{幅員 (B)}] = \text{角切り (C)}$$

ただし、 $A \geq 4 \text{ m}$  かつ  $B \geq 4 \text{ m}$

4 0 m級梯子車の場合

$$1 4 \text{ m} - [\text{幅員 (A)} + \text{幅員 (B)}] = \text{角切り (C)}$$

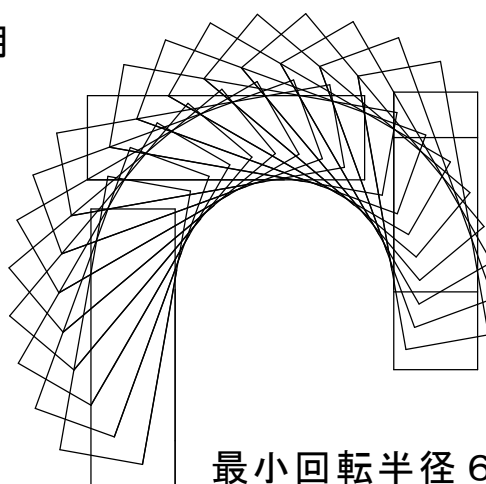
ただし、 $A \geq 4 \text{ m}$  かつ  $B \geq 4 \text{ m}$

図 3

# 梯子車軌跡

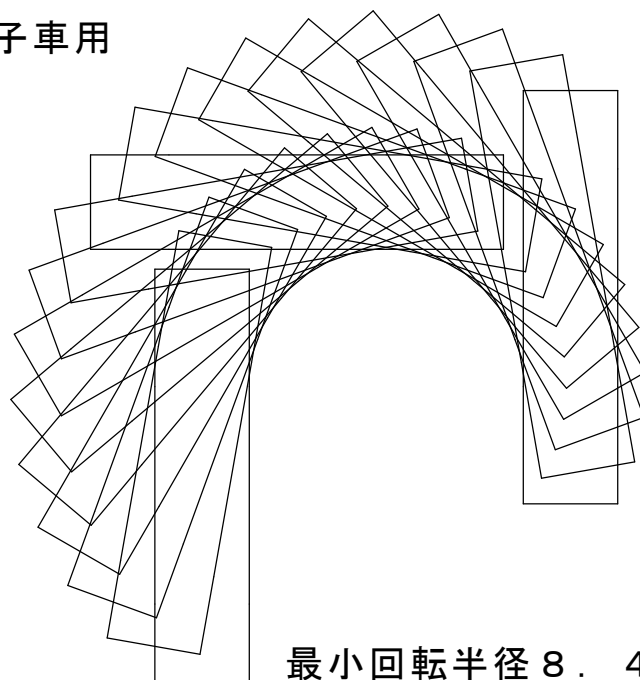
1/200

15m級梯子車用



最小回転半径 6.5 m

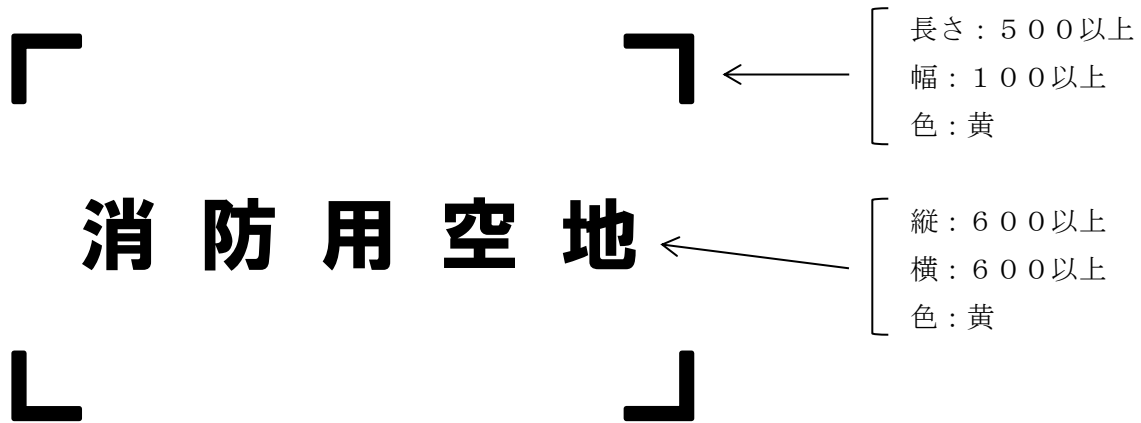
40m級梯子車用



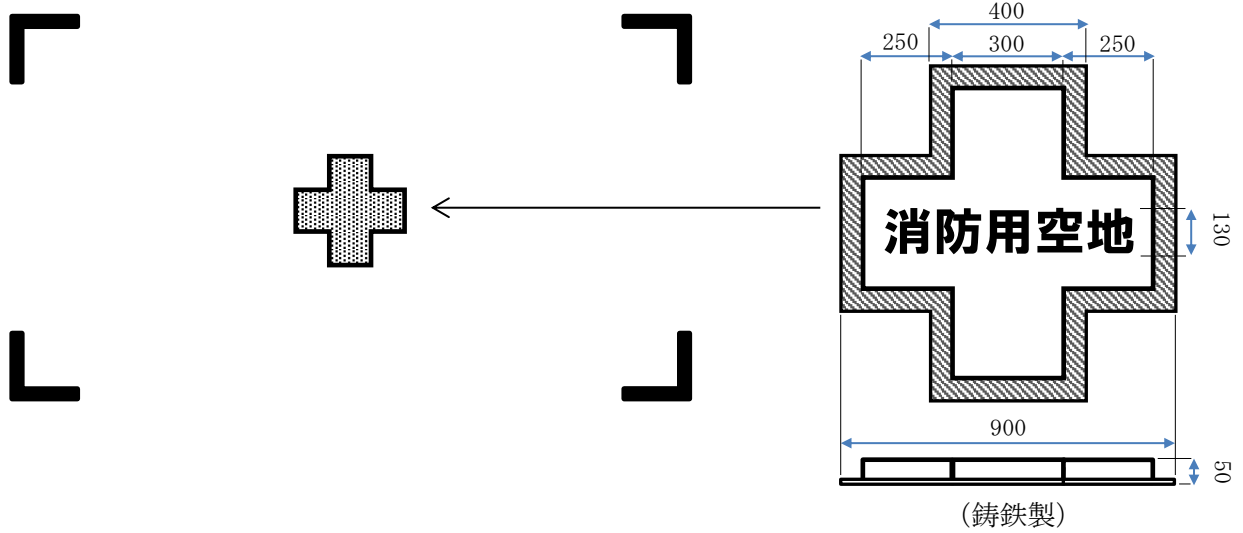
最小回転半径 8.4 m

図4

路面表示



又は



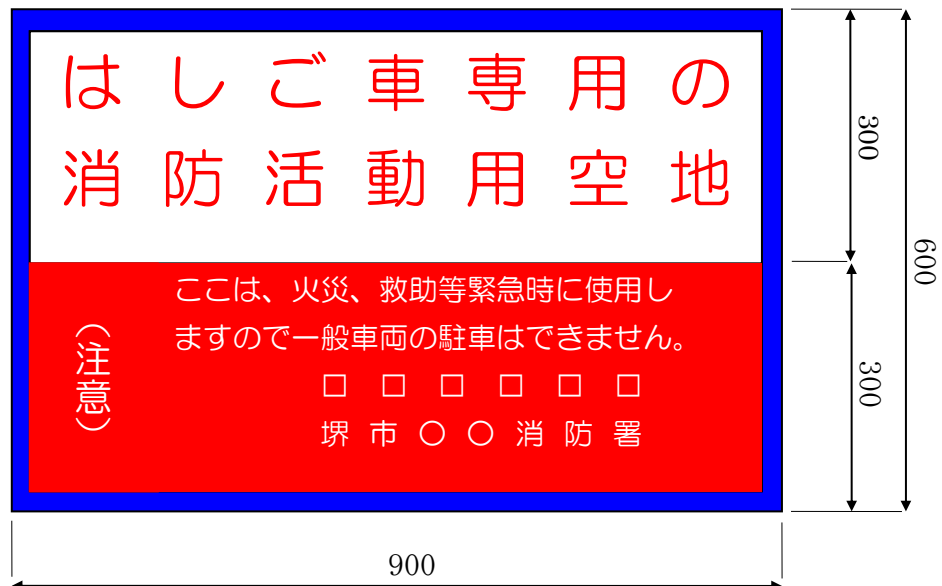
備考

- 1 単位：ミリメートル
- 2 文字の向きは任意とする。



図 5

消防活動空地の標識



枠		ブルー
上部	下地	白地
	文字	朱色丸ゴシック (乱反射)
下部	下地	赤地
	文字	白色丸ゴシック

備考

- 1 単位：ミリメートル
- 2 標識中の「□」欄には開発者、所有者又は管理者名を、「○」欄には管轄する消防署名を記載するものとする。

別記様式

消防活動空地設置届出書

年 月 日				
堺市消防局長 殿				
届出者 住所 氏名				
所在地				
名称		開発面積		m <sup>2</sup>
工事期間		着工予定	年 月 日	完成予定
		年 月 日		
工事者		TEL		
連絡担当者		TEL		
建築物	主要用途	規 模		棟・地上 階/地下 階
	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
遵守事項		消防活動空地は、消防活動に支障とならないよう、常に維持管理に努めます。 【段差】50 ミリメートル以内、【勾配】消防活動空地 2.5 パーセント以内、進入路 9 パーセント以内とします。		
※ 受付 欄			※ 経過 欄	

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 付近見取図、土地利用計画図、各階平面図、立面図、断面図、消防活動空地及び進入路の構造図、消防活動空地の位置詳細図等を添付すること。
- 3 土地利用計画図には路面強度範囲（車両重量 10 トン又は 25 トン）を記載すること。
- 4 標識の仕様書を添付し、位置詳細図に設置位置を記載すること。
- 5 消防活動空地及び進入路における勾配を記載すること。